

## 平成 27 年第 4 回我孫子市農業委員会総会会議録

### 1. 日 時 場 所

平成 27 年 4 月 24 日 (金) 午後 2 時 0 0 分

議会棟 A・B 会議室

### 2. 委員の現在数

19 名

### 3. 出 席 委 員

1 番 掛 川 正 治	2 番 中 村 良 男
3 番 須 藤 喜 一 郎	4 番 三 須 清 一
5 番 齋 藤 隆	6 番 染 谷 智 一 郎
7 番 新 堀 政 夫	8 番 渡 辺 陽 一 郎
9 番 森 正 昭	10 番 阿 曾 敏 夫
11 番 齋 藤 剛 広	12 番 大 野 木 奥 治
13 番 小 池 良 雄	14 番 早 川 真
15 番 江 原 俊 光	16 番 高 田 勝 禱
17 番 渡 邊 光 雄	18 番 川 村 泉 治
19 番 増 田 勝 己	

### 4. 欠 席 委 員

なし

### 5. 出席事務局職員

局 長	海老原 美 宣
次 長	木 村 孝 夫
次長補佐	落 合 敦
農地係長	富 塚 隆 則

### 6. 会議に付した議案等

#### 審議事項

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

- 議案第 3 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について
- 議案第 4 号 農地の公売の参加に係る買受適格証明書願について
- 議案第 5 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第 6 号 我孫子市農業委員会農地台帳点検等実施規程（案）について

#### 報告事項

- 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 報告第 3 号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について（農地法第 4 条）
- 報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 5 号 青年等就農計画の認定について
- 報告第 6 号 平成 27 年度農業委員選挙人名簿の登録について

**議長** ここ数日大変暖かく、暑いというような陽気になってまいりました。お忙しいところ皆さん方には出席ご苦労さまです。

ただ今から平成 27 年第 4 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 19 名の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

9 番 森正昭委員

10 番 阿曾敏夫委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

**事務局** それでは議案書の目次をお開きください。

本日ご審議いただく案件は、議案第 1 号から議案第 6 号までの 6 議案についてでございます。

議案第 1 号は「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 2 件です。

議案第 2 号は「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 1 件です。

議案第 3 号は「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について」です。申請件数は 1 件です。

議案第 4 号は「農地の公売の参加に係る買受適格証明書願について」です。申請件数は 1 件です。

議案第 5 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」です。申請件数は、新規の賃借権設定が 7 件、所有権の移転が 1 件の計 8 件でございます。

最後に、議案第 6 号は「我孫子市農業委員会農地台帳点検等実施規程（案）について」です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長** 議案についての説明は以上で終わりました。

これより議事に入ります。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。

なお、整理番号 1 及び 2 については土地交換の案件のため一括で審議します。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成27年4月24日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

議案資料は1ページから15ページとなります。

整理番号1及び2の実際の土地所有者がお互いにそれぞれの土地を長い期間取り違えて登記をしていたことが判明し、その誤りを正すために農地法第3条によりお互いに土地の交換を行うものです。

申請地はいずれも畑で、JR〇〇〇駅の北約1,700m、〇〇字〇〇〇地先にあり、畑一筆を挟んでおります。整理番号1の農地は面積171m<sup>2</sup>、譲受人は〇市〇〇にお住まいの農業者、譲渡人は市内〇〇の農業者です。一方、整理番号2の農地は面積238m<sup>2</sup>で、譲渡人・譲受人は整理番号1と逆になります。

事務局からは以上でございます。

**議長** 続いて、須藤第3調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**須藤喜一郎調査会長** では、議案第1号整理番号1及び2について調査結果を報告します。それぞれの申請人の立会いの下、現地調査を行い、審議いたしました。

双方の申請人による「交換契約書」については議案資料15ページをご覧ください。

戦後の農地解放により農地を同一の地主から購入したものの、お互いの土地が長きにわたり誤って登記されていたものです。

第3調査会では、登記簿上の所有権と実態が異なるため地権者同士で正しい権利関係に戻そうという合意が得られていることから、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**議長** これより議案第1号整理番号1及び2に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

なしという声がありました。意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号整理番号1及び2について採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1及び2は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** それでは議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成27年4月24日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

議案資料は16ページからとなります。

申請地は〇〇字〇〇〇地先の畑3筆、合計面積は2,735m<sup>2</sup>です。譲受人の(株)湖北台産業が農地を買収し、転用して太陽光発電施設を設置しようとするものです。同社は遊技場の経営を主に行っていますが、定款には発電事業及びその管理運営等も盛り込まれています。

申請地はJR常磐線〇〇〇駅の北西約800m、南側は国道6号線に面しています。同社が運営する店舗に近く、また、高台で南側が国道であることから将来にわたり発電の立地が良いと判断し、土地を選定したとのこととございます。

なお、東京電力への売電価格は1kwh当たり税別32円で、20年間の固定買い取り契約となっております。

また、埋蔵文化財の包蔵地に関し、県教育委員会からは工事における立会いが必要であるとの連絡が届いております。

その他の法令については特にございませぬ。

事務局からは以上です。

**議長** 続いて、須藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**須藤喜一郎調査会長** 議案第2号について調査結果を報告します。

申請地の農地区分については、市街地化が見込まれる区域で小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。

事業費は土地代金〇、〇〇〇万円、整地費〇、〇〇〇万円、建設費が約〇、〇〇〇万円、合計約〇億〇、〇〇〇万円です。全額自己資金で事業を実施する計画で、提出された金融機関の預金残高証明書により確認しています。

申請地は碎石敷きによる整地のみ行い、雨水については敷地内自然浸透とするとともに、境界から1.9m離して設備を設置するなど、隣接土地には影響が出ないようにすることとです。周辺はネットフェンスで囲む計画です。

以上の内容を基に審議したところ、第3調査会では農地法第5条の立地基準や目的実現の確実性、資金力などの一般基準に適合していると認められることから全員一致で許可相当と判断しました。

以上です。

**議長** これより議案第2号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号を採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号は原案どおり許可することにいたしました。

続きまして、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** それでは議案書3ページをお開きください。

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成27年4月24日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

議案資料は33ページからとなります。

生産緑地の指定を受けていた農地の主たる農業従事者が平成26年7月9日に亡くなり、相続人である妻が生産緑地法第10条による生産緑地の買い取りの申し出を市へ申請するため従事者証明を求めるものでございます。

申請地は〇〇字〇〇地先の畑4筆、合計面積は1,431m<sup>2</sup>で、JR〇〇線〇〇駅の東約800mに位置しております。指定農地は市街化区域内にあり、住宅地に挟まれております。

事務局からは以上でございます。

**議長** 続いて、須藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**須藤喜一郎調査会長** では、議案第3号について調査結果を報告します。申出人の立会いの下、現地調査を行いました。

農業の主たる従事者である申出人の夫の年間従事日数は 300 日以上であると確認しました。存命中は 100 坪のビニールハウスでトマト、キュウリ、ホウレンソウ等を栽培していたとのことでした。

以上、第 3 調査会では生産緑地に係る農業の主たる従事者であることについて証明相当と判断しました。

以上です。

**議長** これより議案第 3 号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第 3 号を採決します。証明相当とすることに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 3 号は原案どおり証明相当とすることにいたしました。

続きまして、議案第 4 号「農地の公売の参加に係る買受適格証明書願について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書 4 ページをお開きください。

議案第 4 号「農地の公売の参加に係る買受適格証明書願について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成 27 年 4 月 24 日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

議案資料は 36 ページからとなります。

柏税務署が差し押さえた不動産について、来る 5 月 19 日開札の公売に参加するため、あらかじめ農地権利取得の資格の有無について審議するものでございます。

もし買受適格証明書を交付された者が落札人となった場合、改めて農地法第 3 条の許可申請書が提出され、買受適格証明書の交付時と同一内容であると認められますと、速やかに許可指令書を交付することになっています。したがって、この場では買受適格証明書の交付の承認決定と落札した場合の農地法第 3 条の許可が相当かを併せて審議していただくものでございます。

願出人は〇〇の農業者で、今回は整理番号 1 番の 1 から 2 までの二筆の田、合計面積 794m<sup>2</sup>について公売に参加を予定しております。

買受所在地は〇〇字〇〇〇、J R 成田線〇〇駅の南西約 700m、ふれあいラインの南側、農振農用地内に位置しております。申出人の自宅からほど近い場所でございます。

申出人の農業経営の実体については議案資料 40 ページにあります。経営面積は田約 206 アール、畑約 47 アール、合計約 253 アールで、すべて自作地でございます。

また、願出人の年間農業従事日数は 150 日で、加えて母が 110 日、妻が 30 日でございます。農業用納屋を初め、トラクターや乾燥機、田植機等も一通りそろえております。

事務局からは以上でございます。

**議長** 続いて、須藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**須藤喜一郎調査会長** 議案第 4 号について調査結果を報告いたします。

願出人は所有する田の隣に公売物件が出たことから農業経営の拡大のために公売に参加するとのこと。農地取得後は米の生産・販売を予定しています。

以上、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等を満たし、また、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。よって第 3 調査会では農地の公売の参加に係る買受適格について証明すべきものと全員一致で判断いたしました。

以上です。

**議長** それでは議案第 4 号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

阿曾委員。

**阿曾敏夫委員** 議案資料の 41 ページ、柏税務署公売のご案内というようなタイトルなんですが、3 月総会では国税庁より公売情報というようなタイトルで資料として手元に届いています。この柏税務署の公売のご案内と国税庁より公売情報というのは、これ変化した理由について事務局何か分かっていますか。

**議長** 事務局。

**事務局** ご説明いたします。今回の案件については確か過去 2 回ほど入札が不調になったということで、柏税務署のほうからこの隣接する所有者のほうにこうした通知を送ったものだというふうに私どもはとらえております。

**阿曾敏夫委員** そうですか。分かりました。じゃ確認ですが、過去 2 回この物件については国税庁より公売情報というかたちで情報が流れていたけど、今回は隣接の〇〇さんというかたちで柏税務署から公売のご案内というかたちで通知があったというふうに解釈し



ていいですね。

**議長** 事務局。

**事務局** 先日お話ししたとおり、ご本人からはそのようなかたちで聞いております。

**阿曾敏夫委員** はい、分かりました。

**議長** いいですか。そのほか質問はございますか。

(なし)

意見がないものと認め、議案第4号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第4号を採決します。買受適格を証明することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号は原案どおり買受適格証明書を交付することに決定しました。なお、申請者が落札し、同一内容の許可申請書が提出された場合は許可することとします。

続きまして、議案第5号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の5ページをお開きください。

議案第5号「農用地利用集積計画(案)の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画(案)について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日平成27年4月24日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

議案資料は43ページからとなります。新規の賃借権設定が整理番号1から7までの7件、所有権移転が整理番号8の1件でございます。

整理番号1の設定農地は〇〇〇地先の田一筆、面積は3,000m<sup>2</sup>、貸付者・借受者とも〇〇市在住の農業者でございます。借賃は10アール当たりコシヒカリ一等米60kgで、期間は6年間です。

整理番号2の設定農地は〇〇〇地先の二筆、合計面積は5,996m<sup>2</sup>です。貸付者・借受者とも〇〇在住の農業者です。借賃は10アール当たりコシヒカリ一等米90kgで、期間は10年でございます。

整理番号3の設定農地は〇〇〇〇字〇〇地先の田3筆、合計面積は2,043m<sup>2</sup>です。借

受者は〇〇〇〇在住の農業者です。借賃は 10 アール当たり 2 万円で、期間は 6 年間です。

整理番号 4 の設定農地は〇〇〇地先の田一筆、合計面積は 3,063m<sup>2</sup>です。借受者は柏市の農業生産法人です。借賃は 10 アール当たりコシヒカリ玄米 90kg で、期間は 6 年間です。

整理番号 5 の設定農地は〇〇〇〇字〇〇及び〇〇〇地先の田の合計二筆、合計面積は 3,916m<sup>2</sup>です。借受者は柏市の農業生産法人です。借賃は 10 アール当たりコシヒカリ玄米 90kg で、期間は 6 年間です。

整理番号 6 の設定農地は〇〇〇地先の畑一筆、合計面積は 3,216m<sup>2</sup>です。借受者は柏市の農業生産法人です。借賃は 10 アール当たり 3,000 円で、期間は 6 年間です。

整理番号 7 の設定農地は〇〇字〇〇地先の畑一筆、面積は 2,515m<sup>2</sup>です。借受者は現在、〇〇市にお住まいの新規就農者です。借賃は 10 アール当たり 2 万円で、期間は 3 年間です。

整理番号 8 の所有権を移転する農地は〇〇〇地先の田一筆、面積は 1,132m<sup>2</sup>です。取得価格は 10 アール当たり 30 万円となっております。

事務局からは以上です。

**議長** 続いて、須藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**須藤喜一郎調査会長** では調査結果を報告します。

整理番号 1 から 6 までは事務局の説明どおりです。

整理番号 7 番は 41 歳になる新規就農者です。議案資料の 48 ページ、新規就農計画認定申請書をご覧ください。先月 3 月 6 日に我孫子市から認定されました。

平成 25 年度から 26 年度まで県農業大学校で研修を受け、この間、準備型就農給付金が支給されています。

露地及びパイプハウスによりトマト、キュウリ、小松菜、ブロッコリー、レタスの栽培を計画しているそうです。また、青年等就農資金を活用して今年度中にトラクターの購入やハウスの建設を計画していて、今後、順次施設や設備の充実を図っていききたいとのことです。

なお、近いうちに我孫子市内への転居を考えています。

次に、整理番号 8 ですが、買い受ける農業者は農地を効率的に利用し、農業施設も充実しています。さらに、年間農業従事日数も買い受けする本人が 300 日、親がそれぞれ 200 日、100 日、妻が 200 日と十分に利用権の設定等を受ける要件を満たしています。

以上、第 3 調査会では整理番号 1 から 8 までについて権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているこ

とから計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との結論に至りました。

以上です。

**議長** これより議案第5号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

渡辺陽一郎委員。

**渡辺陽一郎委員** 整理番号7の新規就農者に関して栽培計画も出ているんですけども、先日、農政課とこの方がうちへ来られて土地の状態等を聞かれたんですね。うちのビニールハウスの近くの土地なもんですから。それで、ここはトマトできないよと教えてんですけども、農政課の指導はこれでいいと思っているのかな。ここは近くに〇〇さんと〇〇さんという新規就農者がいてビニールハウスでトマトを作っていますけども、できないと。本人たちは非常に苦しんでいますから、同じところでトマトを作ろうとしても無理な話なんです。それで新規就農でしょ。なおかつ、この方の借りる土地は以前ビニールハウスが建っていた土地を壊して露地状態になっちゃっていますから、もうほぼ田んぼの状態なんですよね。畑とは書いてありますけども。この栽培計画はほぼ無理かなということもありますので、農政課がもうちょっとこういうところでは指導力を発揮していただかないと。わざわざうちへ状態を聞きにくる必要はないのではないかと思います。

**議長** これは事務局。聞かれていますか。

**渡辺陽一郎委員** 聞いていますか。

**事務局** その件については残念ながら聞いておりません。この就農計画申請書、日付は2月18日になっていますので、多分渡辺委員への訪問はそのあとでしょうかね。

**渡辺陽一郎委員** 多分そうだね。

**事務局** そういったところで、多分参考にされて、計画についてもいろいろ今後検討していくんだというふうに思いますけども、今のことについては私のほうからも農政課のほうにきちんと伝えたいと思います。

以上です。

**渡辺陽一郎** 細かく申し上げますと、トマトはとにかくできないよということで、そのあ

とサトイモを作る可能性もあるというようなこともあったんで、場所としてはサトイモしかできないよという話だったんです。それ以外に台地のほうの畑を物色中だということもあるんで、それを考えての計画なのかもしれません。新規就農で多少大目に見てその辺は考えてもいいんだけど、実際に農政課がこういう新規就農者に指導するときにはもう少し丁寧に指導してあげてほしいなと思います。よろしくをお願いします。

**議長** 事務局。

**事務局** この計画は、まだ土地を定める前にこうやりたいと言って本人が出した希望を県の普及員なんかで指導しながら作ったものです。だから、そのあと土地を探して見つかったのがあそこだったということだと思います。とりあえずそういうところで借りてやるということで、順次本人の営農計画に沿った土地を見つけて、借りてやっていくと思います。土地の選定については、私どものほうから農政課にはこういう意見もありますので今後営農計画と合った土地をあっせんしてくださいねというような話はしていきたいと思います。今後渡辺委員のほうからも新規就農者の方にはご指導よろしくお願ひしたいと思ひます。

**議長** そのほか質問ありますか。

(なし)

ないですか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第5号を採決します。決定することに賛成の委員は挙手を願ひます。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第5号は原案どおり決定することといたしました。

須藤調査会長は自席にお戻りください。ご苦勞さまでした。

続きまして、議案第6号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** それでは議案書の8ページをお開きください。

議案第6号「我孫子市農業委員会農地台帳点検等実施規程(案)について」。我孫子市農業委員会農地台帳点検等実施規程(案)についてこの会の意見を求めます。提出日平成27年4月24日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

お手元に配布いたしました実施規程(案)をご覧いただきたいと思ひます。

平成 26 年の農地法の改正により、この平成 27 年 4 月 1 日から農地台帳及び農地の地図情報の公表が義務付けられております。なお、この本規程につきましては、全国農業会議所が全国一律に農業委員会に対して設置が望ましいというかたちでお示ししたものでございます。他市の農業委員会同様、私どもも、もうほぼ踏襲して、こちらのほうの規程というかたちでご提案するものでございます。

公表方法につきましてはインターネットまたは各農業委員会の窓口で行っていることから、農地台帳等の記録事項の補正、農地台帳等の公表等について事務規定を制定するものでございます。

規程の概要について説明いたします。

第 1 条「目的」について。これにつきましては「農地台帳の適時かつ適切な情報の更新を図る」ために「記録内容の点検等」並びに「記載内容の公表等」について定め「農業委員会の法令業務の適正かつ円滑な処理及び本市の農業振興に資する」ことを目的として明記しております。

第 2 条「点検等の対象となる事項」について。これは我孫子市全域を対象といたします。

第 3 条から第 5 条については、台帳点検等の実施時期等を定めたものでございます。

第 6 条及び 7 条は、農地台帳等の公表方法等について定めたものでございます。インターネットまたは農業委員会事務局窓口で公表を行うとしたものでございます。

第 8 条及び 9 条は、農業委員会窓口での公表手続きに関して定めたものでございます。別表 1 から 3 まで付してございます。公表希望者は農業委員会窓口で請求を行い、閲覧用農地台帳及び農地に関する地図を閲覧し、また、農地台帳記録事項要約書の交付を受けることができます。

なお、施行日については事務局からは公示の都合上、また切りよく平成 27 年 5 月 1 日としたいと存じております。

なお付け加えますと、県内他市町村の農業委員会もそうでございますけれども、この手数料については無料とするというものでございます。

雑ばくながら事務局からの説明は以上でございます。

**議長** これより議案に対する質疑に入ります。ご意見のある委員は挙手を願います。

阿曾委員。

**阿曾敏夫委員** 実はこの農地の法律が分かる百問百答という中に、平成 25 年の農地法の改正で農地台帳が法定化されましたが、その内容及び取り扱いはどうなるのでしょうかということで、25 年の農地法の改正で今日までどのように当農業委員会として検討していたのか、その辺の動きというか。それと、他市町村の農地台帳及び地図の作成状況という

か、その辺の様子を聞かせていただければと思って質問しました。

**議長** 事務局。

**事務局** お答えします。実際に法改正されたのが 25 年で、国のほうからは 27 年の 4 月 1 日には全国の農業委員会は必ず地図情報等を公開しなさいという話です。その 2 年間の間に方針は決まったんですけども、実際には各農業委員会ではお金の問題があって、できる、できないといろいろありました。そんな中で国から、地図については市町村の農業委員会から情報を集めて全国農業会議がやりなさいと。自分のところで地図情報を持っていて公開するということ以外の全国のほとんどの農業委員会については、全国農業会議が各農業委員会から農地の情報であるとか地図のデータとかをもらった上で、昨年秋ぐらいから今年の 2 月、3 月にかけてそれを整合して、インターネット上で公開できるように整備して、現在公開しています。個々の農業委員会というよりも農業会議に全部いろんなデータを集めて、そこがインターネット上では公開を実際に行っているというかたちになります。ですから、我孫子の場合でも現在持っている農家台帳の情報と、あと土地に関する、地形に関する情報は課税課のほうから農業委員会がもらって全国農業会議のほうに提供して、その情報を基に全国農業会議が農地のデータと図形のデータを組み合わせて、地図を作って公開しているという状況です。

以上です。

**議長** いいですか。

**阿曾敏夫委員** はい。

**議長** そのほか。

渡辺陽一郎委員。

**渡辺陽一郎委員** 先ほど 5 月 1 日から実施ということで伺いましたけども、ネットによる公開の 5 月 1 日ってもう 4 月だから URL とか何もここには出てこないけども、農業委員には別に教えてくれるの。それともパスワードがあったりするのか。農業委員会への閲覧だと記録が残りますけども、ネットによる公開になると記録が残らないけど、それはどうなっているのかな。

**議長** 事務局。

**事務局** お答えします。インターネット上の公開については先ほど言いましたように全国農業会議がやっています、全国農地ナビと検索すると出てくるという話です。私どももちょっと1、2回見ましたけれどもね。そうすると地形図からも検索できますし、あとヤフーの航空写真で表示もできます。どういうものを検索するかというと、例えば何月から何月の間に利用権の設定が終わる農地というふうな検索の仕方ができます。

今回何で公開するようになったかといいますと、国のほうの考え方としては農地の流動化を図るために、要は耕作されてない農地であるとか利用権が切れそうな農地を公開することによって、農地を借りたいという人がそれを見て調べることができるようにというのが主な目的というふうに聞いております。

ですから、もし私どものほうに来て閲覧したいといった場合どういう情報が出るかといいますと、農地は特定していただかなければならないですが、現在例えば借り主がいるのかどうかか借主を募集中であるかというふうなことになります。借主募集中とか、そういうデータについてはおいおうちのほうからも追加資料を入れて、地図上でも反映されるようにはしていく予定です。まだその辺の細かいところまでは現在公開のシステムでは反映されてないということになります。

**議長** いいですか。

**渡辺陽一郎委員** そうすると、ネットで閲覧をする場合には、見た人がだれだか分からなくてもいいということで一般に公開しちゃったということですか。

**議長** 事務局。

**事務局** そうですね。インターネット上の公開では個人情報等は出てこないようになっています。それを見て空いているなら借りたいという話があれば、農業委員会とか農政課と直接話をしてもらった上で地主さんに引き継いだりするとかたちになります。どの土地をだれが持っているのかということが一覧で出てくるということではありません。その辺は大丈夫だと思います。あくまでもこういう農地があるよという情報だけですので、だれが所有しているとか、そういう細かいところまでは個人情報に関することはあまり公開していませんので。

**渡辺陽一郎委員** では、先ほどの全国農地ナビで検索をかければ、我孫子市の農地は大部分かるというふうに思っているかな。

**議長** どうぞ、事務局。

**事務局** 対象になっているのは調整区域の農地だけなんですけれども、それについては出てきます。地図上に点がぼつん、ぼつんとあってこれが一筆を表しているということで、試しに見ていただければと思います。

**渡辺陽一郎委員** 分かりました。

**議長** そのほかございませんか。

(なし)

ご意見がないものと認めます。

これより議案第6号「我孫子市農業委員会農地台帳点検等実施規程（案）を採決します。原案どおり制定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第6号は原案どおり制定することにいたしました。

併せて施行日を平成27年5月1日とします。

以上で、審議案件についてはすべて終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

**事務局** 報告は第1号から第6号までの6本でございます。議案書は9ページからとなります。

報告第1号は農地法第4条の規定による転用届出に対する専決処分で、3件受理いたしました。転用目的・事由はいずれも宅地でございます。

続きまして、報告第2号は農地法第5条の規定による転用届出に対する専決処分で、7件受理しました。転用目的・事由は整理番号1が私道、整理番号2・3が資材置き場、整理番号4から6が宅地、整理番号7が駐車場でございます。

以上、市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき事務局長が専決処分し、受理書を交付したものでございます。

次に、報告第3号は千葉県農業会議の諮問に対する回答についてです。平成27年4月14日に農地法第4条関係の2件を諮問し、いずれも許可相当との回答がございました。

続いて、報告第4号は農地法第18条第6項の規定による通知についてです。農地法施行規則第68条の1の規定による解約等の通知がございました。整理番号1は農地の売却



のため、整理番号2は借賃の減額の申し出について双方の折り合いがつかず、いずれも解約に至ったものでございます。

続いて、報告第5号は青年等就農計画の認定についてです。我孫子市長から認定されたものでございます。

最後に、報告第6号は平成27年度農業委員会選挙人名簿の登録についてです。我孫子市選挙管理委員会より表のとおり報告がございました。

事務局からは以上です。

**議長** 報告第1号から6号までの報告に何かご意見がありましたら挙手を願います。

(なし)

ありませんか。

**渡邊光雄委員** いいですか。

**議長** はい。

**渡邊光雄委員** 報告第6号の農業委員の登録数ですが昨年とどういう差があるか分からない。

**議長** 報告第6号ですか。

**渡邊光雄委員** うん。どのぐらい差なのか、その辺をお伺いしたいと思いますが。分かれば教えていただきたい。

**事務局** 後ほどお渡しするという事です。

**議長** それでは資料が届き次第にお送りします。

**渡邊光雄委員** はい、分かりました。

**議長** そのほかございませんか。

阿曾委員。

**阿曾敏夫委員** 報告第6号なんですが、我孫子市の合計で640所帯ということで、これ

の変動というか、一番多かった時はどのくらいあったんですか。

**事務局** 分からないというか。

**事務局** 農家戸数で言えば、例えば昭和 50 年ぐらいは 1,200 ぐらいあったと思うんですよ。1,200 ぐらい。

**阿曾敏夫委員** 私、最近になって 1,000 戸か 1,200 くらいという認識だけど、640 所帯というのは我孫子市が人口減少もあるけど、やっぱり農家もこういうふうには減少しているんだなというふうに痛切に感じたもので。

**議長** 事務局。

**事務局** 阿曾委員もご承知のとおり、これは一・一調査で農家に対する調査を送っていると思うんですけども、それで年によって変動があるんですよ。やっぱり農業委員さんの選挙がある年ってちょっと大目に返ってくるんですけども。ですから、大体選挙人名簿の登録用紙もそうなんですけども、一・一調査の時に調査表、大体毎年農家では該当するのが 1,200~1,300 軒なんですよ。1,200~1,300 軒が大体可能性としてはあるんですけど、実際戻ってきているのがこれだけというふうにご理解していただければ。全体的には毎年毎年少しずつ下がってはいるんでしょうけども、一応対象になっている農家 1,200 軒ぐらいは農業委員会のほうから登録してくださいという通知は送っているんですけども、実際に返送していただいているのはこの程度というふうにご理解していただければと思います。

**阿曾敏夫委員** はい、分かりました。

**議長** 先ほどの渡邊光雄委員の質問に対して、事務局。

**事務局** 先ほどの件、選挙人名簿の登録者数でございますが、昨年は合計で 1,237 人でした。今年は 1,143 人ということで、100 人弱減っていることとなります。

**議長** いいですか。

渡邊委員。

**渡邊光雄委員** あと世帯数は分からないんですか。

**事務局** 世帯数ですか。

**渡邊光雄委員** はい。

**事務局** まず人数のほうで。昨年は男性が 674 人、女性が 563 人。合計で 1,237 人、世帯数は 681 世帯です。

**渡邊光雄委員** 分かりました。

**議長** そのほか質問はございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、我孫子市農業委員会平成 27 年第 4 回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人